

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（ぼらかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）12 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ぼらかご 漁業	別記 1 のとおり	6 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 天草市栖本町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）12 月 19 日から令和 8 年（2026 年）1 月 16 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）2 月 1 日から令和 11 年（2029 年）1 月 31 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用するかごの数は、100 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

## 別記1

### 操業区域（天共第11号共同漁業権漁場内栖本地先）

次の基点1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点1から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界